

熊谷市こども医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長、小麻哲也

規則第 4 4 号

(別紙)

熊谷市こども医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金及び」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び」に改める。

- (1) 熊谷市こども医療費の助成に関する条例施行規則（平成１７年規則第９３号）第６条第３項
- (2) 熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（平成１７年規則第９４号）第１８条第３項
- (3) 熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（平成１７年規則第１２２号）第６条

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。